

虐待防止に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の趣旨を踏まえ、一般社団法人Libraが運営する放課後等デイサービス ペルチェ（以下「施設」という。）において、虐待を未然に防止するための体制及び虐待が発生した場合の対応等を定め、児童・生徒（以下「利用者」という。）の権利利益の擁護を目的とする。

(虐待の定義)

「虐待」とは、当施設の職員が利用者に対して行う次の行為をいう。

- (1) 身体的虐待：利用者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加え、又は正当な理由なく利用者の身体の拘束をすること。
- (2) 性的虐待：利用者に対してわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) ネグレクト：利用者の心身の正常な発達を妨げるような長時間の放置その他の職員としての監護を著しく怠ること。
- (4) 心理的虐待：利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、又は不当な差別的な言動その他の利用者に対して著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 経済的虐待：利用者の財産を不当に処分することその他利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待防止対応責任者)

- (1) 虐待に関して責任主体を明確にするため、虐待防止対応責任者を置く。
- (2) 虐待防止対応責任者は、管理者とする。

(虐待防止受付担当者)

- (1) 利用者、その保護者、関係者等（以下「利用者等」という。）が虐待の報告を行いやすくするため、虐待防止受付担当者を置く。
- (2) 虐待防止受付担当者は、管理者が兼任する。

(虐待報告等の受付)

- (1) 虐待防止受付担当者は、利用者等からの虐待報告を随時受け付ける。また、虐待防止受付担当者が不在の時には、他の全ての職員が虐待報告を受け付けることができる。その場合、速やかに虐待防止受付担当者へ状況を報告すること。
- (2) 虐待防止受付担当者（兼任虐待防止対応責任者）は、虐待の報告を受けたときは、直ちに「虐待通報の受付・経過記録書」を作成する。

(虐待への対応)

- (1) 虐待防止対応責任者は、前条の虐待の報告を受けたときは、障害者虐待防止法第16条第3項に規定されている通報義務に基づき、市町村に虐待の通報を行う。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待の内容及び原因を調査し、必要な改善策を検討する。
- (3) 虐待防止対応責任者は、利用者の保護者、関係者等に対し、虐待が発生した経緯及び改善策について説明しなければならない。
- (4) 障害児福祉施設従事者等は、第一項規定による通報をしたことを理由として解雇、その他の不利益な取り扱いを受けない。(第16条第4項)

(虐待を受けた児童や家族への対応)

- (1) 虐待の報告を受けた虐待防止受付担当者は、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先に行う。
- (2) 虐待を行った職員に対し、虐待の事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止等の何らかの措置を講じ、利用者が安心できる環境づくりを行う。
- (3) 管理者は、虐待を受けた利用者やその家族に対して虐待が発生した経緯、虐待の内容等を説明し、謝罪を行い信頼の回復に努める。

(改善に向けた措置)

- (1) 虐待防止対応責任者は、職員会議を開き、虐待の再発防止策を検討する。必要に応じて、利用者等とも協議の場を設ける。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待が発生した経緯及び改善策を記載した改善計画を策定し、利用者等に説明する。

(虐待防止のための措置)

- (1) 虐待防止対応責任者は、虐待の防止を図るため、定期的に職員研修を実施する。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待に関する相談・苦情に対応するために、虐待対応の仕組みや通報先について施設内掲示物、パンフレット等に記載し、周知する。
- (3) 職員が自覚しながら職場や支援の実際を振り返るために、虐待の未然防止と早期発見・早期対応の観点からチェックリストを活用する。施設としての課題を確認し特定の個人を追求・批判する性質のものではなく、職員間で共有し解決策を検討する。

(虐待対応の記録・報告)

- (1) 虐待防止受付担当者は、虐待報告受付から解決・改善までの経過と結果について所定の書面に記録する。
- (2) 虐待防止対応責任者は、虐待通報者及び被虐待者に対し改善を約束した事項について、随時又は一定期間後に虐待通報者及び被虐待者に状況を報告する。